平成２３年（フ）第１４０９号
大阪市淀川区加島１丁目53番１―401号
債務者　尾澤　政子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２３号
大阪府東大阪市下小阪４丁目９番33号
債務者　坂口　義和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４６号
大阪市平野区瓜破西１―１　瓜破西第２住宅２棟1003号、住民票上の住所大阪市平野区喜連西５丁目４番73号　宮本マンション203号
債務者　岡﨑　眞澄
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４９号
大阪府高槻市出丸町６番２号
債務者　巻幡　節子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７５号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番12―503号
債務者　正田　春香（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７６号
大阪府東大阪市荒川２丁目11番16号
債務者　中矢　　登
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７７号
大阪市生野区中川西２丁目３番12号
債務者　国本こと金井幸江こと　李　　幸江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７８号
大阪市淀川区三津屋中１丁目９番16号　三栄堂305号
債務者　加藤　照生
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８０号
大阪市福島区野田３丁目13番17―807号
債務者　竹内　香織
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８４号
大阪市西成区北開２丁目３番１号
債務者　乾　　博
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９３号
大阪府茨木市三島丘２丁目８番３―304号
債務者　小野㚑一郎
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６号
和歌山県岩出市金池164番地の４　211号
債務者　小西運送店こと　小西　隆浩
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
岩手県奥州市水沢区字北栗林122番地７
債務者　伊藤　吉広（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３１号
群馬県太田市沖野町169番地７
債務者　髙野　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３３号
群馬県太田市高林北町1941番地５　雇傭促進住宅４―101号
債務者　嶋田八千代（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４２号
群馬県太田市鳥山上町1573番地１
債務者　市川　里美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４９号
群馬県太田市内ケ島町894番地６
債務者　遠藤マルコこと　エンドウ　マルコアントニオ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５０号
群馬県太田市内ケ島町894番地６
債務者　遠藤真由美こと　エンドウ　セリアマユミ　クエケ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所太田支部